

E S C Oワーキンググループ意見その 1

省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項について

本基本方針の対象となる省エネルギー改修事業（以下、「E S C O事業」という。）とは、事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等にかかる費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下、この項において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業を指す。

E S C O事業導入のフェージビリティ・スタディを実施し、E S C O事業を可能な限り幅広く導入すること。

E S C O事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フェージビリティ・スタディなどE S C O事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うこと。

E S C O事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成し、契約期間内に契約条件に変更がないよう十分検討を行うこと。

E S C O事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等に最も適し、かつ、創意工夫を最大限に取り込む技術提案その他の要素について総合的に評価を行うこと。

E S C O事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について事前に実施事業者と十分協議をおこなった上で契約を行うこと。

E S C O事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うこと。

E S C O事業の実施に当たっては、実施された技術提案について、適切な維持管理を事業終了後に行うための要領を作成すること。